

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和5年度予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 142,000 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,716,803 千円

（単位：千円）

区分		令和5年度 当初予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	342,586	243,841	38,200	60,545	76,050
	高齢者福祉	79,383	2,933	29,809	46,641	
	児童福祉	752,714	378,903	70,161	303,650	
	母子福祉	61,362	11,184	19,168	31,010	
	（小計）	1,236,045	636,861	157,338	441,846	
社会保険	国民健康保険事業	80,752	39,560	0	41,192	51,845
	介護保険事業	134,011	0	0	134,011	
	後期高齢者医療事業	151,423	25,403	0	126,020	
	（小計）	366,186	64,963	0	301,223	
保健衛生	疾病予防	56,531	5,355	21,243	29,933	14,105
	母子保健	11,533	3,521	2,500	5,512	
	医療	46,508	0	0	46,508	
	（小計）	114,572	8,876	23,743	81,953	
合計		1,716,803	710,700	181,081	825,022	142,000

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和5年度予算額（242,000千円）の内数としています。

※ 各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。